

陸上貨物取扱業におけるその他の装置、設備を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	8~9	構内において、被災者は、プレス機オイルタンク（0.6m×0.6m×1.0m、重量50kg）の移送作業を行っていた。同僚1名がハンドフォークを引き、被災者がオイルタンクを支えていたところ、傾斜に差し掛かりオイルタンクがバランスを崩して転倒し、右足にオイルタンクが落ちてしまい負傷した。	65	—
6	11~12	コンテナ修繕庫内で、本人は修繕コンテナの左下ヒンジ曲がりの修繕をするために、治具をヒンジに挿入し、修繕を開始した。治具を挿入し、開戸合わせ目の部分を何度か押した瞬間、治具が割れて抜け、その反動でバランスを崩して、右膝をフォーク車止めに強打し受傷した。	20	100~299
6	16~17	倉庫内仕分けライン内にてピッキング作業中、最上段の製品を手前に引き寄せる為、ラックに足をかけ製品を手にしたところ、身体のバランスを崩し、転倒して尻もちをついた際、左手から着地した。転倒時、左手首にかなりの痛みを感じたが、湿布を貼り、作業を継続した。帰宅後も痛みが引かなかったため、翌日、病院へ行き診察を受けたところ、骨折と診断された。	67	100~299
7	22~23	倉庫内でバットを取りに派遣先の方と一緒に歩いて移動中、その方が出口のシャッターを持ち上げて開けたところ、そのはずみでシャッターが戻り被災者の頭に当たり気を失い救急車で搬送された。脳神経外科では脳への異常は見られなかったが、翌日になっても首と左手に痺れが治らなかったため他の病院で中心性脊髄損傷と言われる。被災者は、勤務中、帽子をかぶっていたがこの様な災害が発生してしまった。	57	100~299
	9~	休憩室に向かうため、旧出荷パース側プッシュ式電動ドアから出て行こうとした		100

7	10	が、ドアが開いていたためそのまま通り抜けようとしたところ、扉が閉まってきてしまい、左腕を挟まれ肉離れを起こした。	69	～ 299
7	10～ 11	センター2階作業場で袋掛け機のフィルム交換作業時、フィルムロール（約15kg）が落下し、フィルムロールとフットペダルの上に右手人差し指が挟まり骨折した。	45	300 ～ 499
10	16～ 17	移転の為、キャビネットをトラックに積み込む際キャビネットとトラックの跳ね上げに右手中指を挟まれた。	34	30 ～ 49
10	10～ 11	被災者は派遣先においてワインのピッキング作業に従事していた。昼食後に喫煙室に向かおうと長椅子から立ち上がって歩き始めた際に、長椅子の脚（座席部分から15cm程脚が飛び出ている形状）に左足を引っ掛けて転倒し、負傷した。なお、長椅子は背中側に壁正面にテーブルが置かれた場所に配置されており甲は身動きしづらい状態だった。	51	1～ 9
10	12～ 13	冷蔵庫を3人で搬入。フェンス（80cm）を越える際に冷蔵庫を持ち上げた時、冷蔵庫のバランスが崩れ、右手親指に負担がかかる。（冷蔵庫SJ-GT48C-R、幅68.5cm、高さ174.5cm、奥行き69.9cm、重量104kg）	39	1～ 9
10	5～6	ホームに接車しているトラックにローラーを設置しようとしたところ、手袋が挟まり無理やり引き抜こうとした際、ローラーがバウンドして手が挟まり被災したものの。	29	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html